

中古車の販売価格の表示が、「支払総額」に変わりました。

支払総額について

中古車の購入には「車両本体価格」の他に「諸費用」が必要です。諸経費には、環境性能割や自動車重量税・自賠責保険料などの「税金・保険料」と、登録費用や車庫証明費用などの「手数料」があります。

購入の際に必要な費用を含んだ金額が「支払総額」です。

① 車両本体価格 + ② 諸経費 = ③ 支払総額

「支払総額」とは「①車両本体価格」に購入予定の中古車の最低限必要な「②諸経費」を足した価格になります。

店頭納車の場合の価格を基本としているため、県外登録や店頭以外の場所に納車する際や、お客様のご要望に基づきオプション等を付けた場合は、別途費用が発生する場合がございます。車検切れの際や、車検取得費用など必要な費用も含まれます。

価格は全て消費税込みの価格表示になります。

● 税金・保険料について クルマ購入時にかかる税金・保険料一覧

環境性能割

車購入時の価格に応じて必要

自動車の取得（購入）に対してかかる税金です。環境負荷が小さい「低燃費かつ低排出ガス認定車」の達成度が高い車ほど非課税または税率が低くなっています。

自動車重量税

車検残がある中古車なら支払いは不要

車の車両重量に対して課税されます。新車登録時や車検時に車検期間分を前払いするもので、車検残の中古車を購入する場合は不要です。購入時に車検を取る中古車の場合は、購入時に支払いが必要です。

自動車税／軽自動車税

購入時に年度末までの未経過相当額を納税

排気量に応じて課税されます。年度の途中で車を購入した場合、登録の翌月から年度末（3月末）までの金額を納税します。軽自動車には月割り制度がなく、年度分の納税となります。

自賠責保険料（自動車損害賠償責任保険）

車検残がある中古車では注意

自賠責保険は、車の所有者（または使用者）に加入が義務付けられています。通常、自賠責保険に加入していないと車検を受けられません。自賠責に加入している車検残のある中古車の場合は、「自賠責保険未経過相当額」を諸経費計上されます。

リサイクル料金

リサイクル券に記載された預託金相当額が必要

車を解体処理するために必要な費用。中古車の場合は、中古車を買う方がリサイクル券に記載された預託金相当額を車両価格とは別に支払います。

● 手数料について クルマ購入時にかかる手数料一覧

登録費用

名義変更する手続代行の費用

陸運支局で登録・軽自動車は届け出をして自分の所有車となります。一般的には、販売店に代行依頼します。印紙代として国に納める預かり法定費用も含まれます。この代行料が登録費用となります。

車庫証明費用

登録に必要な“自動車保管場所証明”取得費用

車の所有は保管場所の確保が義務づけられています。登録には警察署による保管場所の証明が必要です。申請書類の記入や手続きは、販売店が代行する場合に支払うのが車庫証明費用です。

整備費用

販売する中古車によって変わります

公取協規約で「現状渡し販売以外では、保証付き/なしにかかわらず整備費用を店頭渡現金販売価格（現金販売価格）に含める」と定められています。販売店が用意する以上の整備をユーザーが希望する場合は、別途整備費用が必要になります。